

1 随意契約とは

「随意契約」とは、競争入札の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいいます。

地方自治法において、地方公共団体の契約方法は一般競争入札が原則とされていますが、随意契約はその例外として「地方自治法施行令第167条の2第1項」及び「地方公営企業法施行令第21条の13」の第1号から第9号の規定に該当する場合に限り利用が認められている契約方法です。

◎地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号

◎地方公営企業法施行令第21条の13第1号から第9号

1号	売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が一定額を超えないものをするとき。
2号	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
3号	特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき。
4号	新規事業分野のベンチャー企業から新商品を買入れる契約をするとき。
5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
9号	落札者が契約を締結しないとき。

2 随意契約ができる場合

(1号) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が一定額を超えないものをするとき

売買、貸借、請負その他の契約で、予定価格が、契約の種類に応じて定められた額の範囲内のときは随意契約をすることができます。

この号は、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量が増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定の金額以内のものについては、随意契約によることができることとされているものです。

一定の金額とは、神栖市財務規則で次のように定められています。

【神栖市財務規則第118条の2】 ※令和7年4月1日改正

- (1) 工事又は製造の請負・・・200万円以下（改正前は130万円）
- (2) 財産の買入れ・・・・・・・・150万円以下（改正前は80万円）
- (3) 物件の借入れ・・・・・・・・80万円以下（改正前は40万円）
- (4) 財産の売払い・・・・・・・・50万円以下（改正前は30万円）
- (5) 物件の貸付け・・・・・・・・30万円以下
- (6) 前各号以外のもの・・・・100万円以下（改正前は50万円）

(2号) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

不動産の買入れ又は借入れ、その他に地方公共団体が必要とする契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするときは随意契約をすることができます。

この号では「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかによって随意契約の適否が決定されることになります。

ここでいう「その性質又は目的」とは、「契約の内容」と解され、契約の内容が競争入札に適しない場合に適用されます。

【2号随契とする場合の具体例】

◎業種共通

- ①国又は地方公共団体との直接契約の場合
- ② 企画提案方式（プロポーザル方式）等、業務の内容が入札に適しない場合

◎建設工事・建設コンサルタント業務等

- ①特殊な技術、機器、設備、資格等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
 - ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - イ 学術、芸術文化等極めて特殊な知識、技術等が要求される建築物等で、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
 - エ 電気、ガス、保安等法令の規定に基づき、施工者が特定される工事
- ②施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通している者に施工させる必要がある場合
 - ア 本施工に先立つ試験的な施工の結果、試験的に施工した者に請負させる必要がある本工事
 - イ 既設設備、成果品等と密接不可分の関係にあるため、同一の者に請負させなければ既設設備、成果品等に著しい支障が生ずる設備、機器等の増設、改修等の工事
 - ウ 埋蔵文化財等の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

◎物品納入・業務委託等

- ① 額面価格が定められているものなど、競争性がないと認められる場合
郵便書及び切手、収入印紙、新聞、官報等
- ② 地方公共団体の行為を秘密にする必要がある場合
試験問題の印刷物の発注等
- ③ 契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
不動産の買入れや賃貸借契約等
- ④ 特殊な性質を有する品物の買入れ、買入れ先が特定されている特殊の技術（特許等）を必要とする場合
市有の材木を売払い、その材木で特殊な机を製造させるような場合等
- ⑤ 市が試験をするため物品の製造等をさせる場合
特殊な規格、品質等が要求される場合等
- ⑥ 特定のものでなければ役務を提供することができない場合
特殊な技術を用いて設計・施工した施設・設備の保守・点検業務の場合等
- ⑦ 電算システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、改良、保守、点検等を実施する場合

- ⑧ 既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれのある場合
- ⑨ 法令等により契約の相手方が特定されている場合
- ⑩ 市内の医療機関で健康診断等を受診できるようにするため、医療機関と締結する健康診断業務等を実施する場合
- ⑪ 施設の維持管理において、他の施設（市以外の者が所有管理する施設を含む）と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生ずるため、他の施設の維持管理をしているものに委託する場合
- ⑫ 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たす者が1者に特定される場合
- ⑬ 印刷物等で、著作権を業者が保有している場合
- ⑭ 既に契約している機器等をリース期間満了後に業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って再リースを行う場合（既存の契約との関連性を考慮）

（3号）特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける契約をするとき

障がい者に対する職業訓練を行う施設において製作された物品を買入れる契約や高齢者又は母子及び父子家庭の支援を行う団体から役務の提供を受ける契約については、随意契約をすることができるとされています。

【3号随契とする施設の具体例】

シルバー人材センター、障がい者支援施設等

（4号）新規事業分野のベンチャー企業等から新商品を買入れ借入れる又は新役務の提供を受ける契約

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより、普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするときは随意契約をすることができるとされています。

契約の目的物に新規性があり、他の者が納品する物よりも優れた機能性があって、地方公共団体はその機能性からもたらされる利益を享受することができますから、これらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものであると考えられています。

(5号) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

この号において「緊急の必要」とは、例えば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続きを取っていたのでは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、経済上、著しく不利益を被る場合です。

【5号随契とする場合の具体例】

◎建設工事・建設コンサルタント業務等

- ① 緊急に施工しなければならない工事であって、競争入札に付す時間的余裕がない場合
 - ア 非常災害に伴う応急工事（堤防崩壊、道路陥没、地すべり、上下水道の破損等）
 - イ 災害の未然防止のための応急工事
 - ウ 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事

◎物品納入・業務委託等

- ① 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う復旧用資材の買入れや復旧用資材の運搬車両の借入れ、水道・下水道施設等の設備機能等の故障において直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障をきたす場合
- ② 電気、機械設備等の故障に伴う応急復旧の場合
- ③ 天変地異その他災害等や感染症発症時において、緊急に必要となる物品の調達の場合
- ④ OA システム・インターネットを通じた申請・申込システム等の市民サービスを提供している場合で、緊急に復旧をしなければ、市民生活に多大な損害や利便性低下が生じる場合
- ⑤ 公の秩序維持のための警備等に関する業務、災害発生時の住民避難に関する業務
- ⑥ 堤防、橋りょう、遊具等の緊急点検などの災害の未然防止のための応急業務を実施する場合
- ⑦ エレベーターや医療機器などの特定機器の故障に伴う応急復旧業務を実施する場合
- ⑧ 選挙など法令等の規定により業務を行う期間が短いため緊急に必要とするものを調達する場合

(6号) 競争入札に付することが不利と認められるとき

この号において「不利」の解釈は、価格面だけではなく、その業務の品質、期間、安全性等も考慮して決定しています。

現に行っている事業や継続的事业と密接に関連する事業の場合、新たに競争入札に付すると、かえって事業の手順を複雑にしまい、事業完了までに様々な支障が予想される場合があります。また、発注手続きの遅れにより事業遅滞を招くもの、予定価格の騰貴により財政への影響が生じる場合もあり、これらは、結果的に市民サービスへの悪影響が発生してしまうことから不利としています。

【6号随契とする場合の具体例】

◎建設工事・建設コンサルタント業務等

- ① 現に契約履行中の施工者に履行させることにより、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加工事
 - イ 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- ② 前工事に引き続き施工される工事（以下「後工事」という。）で、前工事の施工者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分の関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
 - イ 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備は引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- ③ 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させることにより、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合
 - ア 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交差箇所での工事
 - イ 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

◎物品納入・業務委託等

- ① 現に契約履行中の者に履行させることにより、履行期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合
 - ア 当初予期しなかった事情の変化等により必要となった業務であること
 - イ 本体業務と密接に関連する付帯的な業務であること

- ②契約金額以外の条件が市にとって不利となる場合
 - ア 品質・性能等の要素が業者によって異なる場合等
 - イ 運送、保管等の際の地理的条件等により市に不利となる場合等
- ③複数単価契約等により、競争入札に図ることが不可能な場合
- ④既に契約している機器等をリース期間満了後に業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って再リースを行う場合（再リースによってリース料が安くなるなど、経済的なメリットがあるとき）
- ⑤機器、設備、情報処理システム等の維持管理（運転、保守、監視、運用支援等を含む）で、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない場合
 - ア 既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分な関係にあり、また、どの部分が密接不可分であるかが明確であること
 - イ 密接に関連していることによって、故障原因の特定等が困難となることや責任区分があいまいになること又はその他の契約の目的達成が極めて困難になることが明確であること
- ⑥複合施設の共有部分の清掃業務（第三者発注）等の受注者に専用部分の業務を委託する場合

【7号】時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

この号において、「著しく有利な価格」の考え方について、一般的に品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合よりも誰がみてもはるかに有利な価格で契約できる場合です。

【7号随契とする場合の具体例】

◎建設工事・建設コンサルタント等

- ① 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に保有するため、当該者と随意契約することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することが認められる場合
- ② 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することにより、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

◎物品納入・業務委託等

- ① ある物品を購入するにあたり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保存している当該同一物品の価格に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある場合
- ② 特定の施工者が開発したシステム等を利用することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約できると認められる場合

(8号) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときには、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付すことができますが、改めて競争入札に付す時間がない場合もあることから、随意契約によることができるとされています。

(9号) 落札者が契約を締結しないとき

一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札者の決定後、当該落札者が契約を締結しないときには、当該落札者の落札金額の範囲内で随意契約によることができるとされています。

落札者が契約を締結しないときには、日時を改めて再度一般競争入札や指名競争入札に付すことができますが、改めて競争入札に付す時間がない場合もあることから、随意契約によることができるとされています。